

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

「「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正」等について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局長、同局旅客課長及び同局地域交通室長より、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正等について、別紙のとおり通達がありましたので、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願ひ致します。

なお、道路運送法施行規則等が改正されたことに伴い、自家用有償運送及び福祉有償運送について、追加された主なものは次のとおりです。

・【輸送の安全及び旅客の利便の確保】

特定事務所の運行管理の責任者への定期的な講習、運行計画の作成、長距離又は夜間運転の場合の交替運転者の配置、異常気象時等の安全確保の措置、点呼時のアルコール検知器を使用しての酒気帯びの有無の確認及びその記録の追加。

・【運送しようとする旅客の範囲】

身体障害者や精神障害者等の区分申請に関し、該当する者がいない区分についても、地域公共交通会議等における協議が整っている場合は、申請可能とする旨の追加。

・アルコール検知器使用義務化に伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱い。

<添付資料>

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について

「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」

「福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点等について」の一部改正について

「道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）によるアルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化に伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて」

【問合せ先】

（公社）日本バス協会業務部 松浦

電話：03-3216-4014